## ネットストック取引規程

## 第1条(規程の趣旨)

この規程は、お客様が松井証券株式会社(以下「当社」といいます。)のインターネット、電話経由での取引およびその他の情報サービス(以下「ネットストック」といいます。)を利用して行う証券取引・証券情報サービスに関する取り決め(以下「本規程」といいます。)です。

2. 本規程は、ネットストックに関する同意書(以下、「同意書」といいます。)を差し入れのうえ、当社にお取引をお申込になったお客様に適用します。

第2条(会員 ID、会員パスワード、暗証番号の発行)

ネットストックのご利用に先立ち、当社はお客様に会員 ID、会員パスワードとお取引時に使用する暗証番号(以下「取引暗証番号」といいます。)を発行します。お客様の取引注文の際には会員 ID、会員パスワード、取引暗証番号等の本人特定事項を必要とするものとします。

- 2. 会員 ID、会員パスワード、取引暗証番号の第三者への貸与、譲渡は禁止します。
- 3. 当社は会員 ID、会員パスワード、取引暗証番号等の確認をもってお客様の本人認証をいたします。当社が会員 ID、会員パスワード、取引暗証番号等の一致を確認した場合は、取引注文等は正当なる利用者によってなされたものとみなすものとします。
- 4. 会員 ID、会員パスワード、取引暗証番号の管理はお客様の責任において行うものとします。通信の傍受、盗聴、窃取、詐欺等による会員 ID、会員パスワード、取引暗証番号の漏洩にかかる損害について当社は一切その責を負いません。ただし、当社の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。

# 第3条(ネットストックのサービス内容)

当社はネットストックにおいて、取引注文の執行をお客様から受託します。

- 2. 当社はネットストックにおいて、客観的投資情報を提供いたします。
- 3. 当社は投資に関する助言の提供はいたしません。またお客様もこれを当社に求めない ものとします。

## 第4条(ネットストックの利用)

お客様は次の各号のすべてに該当する場合にネットストックを利用できるものとします。

- (1) お客様が当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名捺印の上、本人確認書類を添えて申込み、当社がこれを承諾した場合
- (2) お客様が、ネットストックを利用するのに必要な通信機器およびその他のシステム機器 を保有されるか又はご利用可能であり、かつネットストックを利用するのに必要なネット ワーク回線、通信回線およびその他の通信手段がご利用可能である場合
- (3) お客様が、日本国内に居住されている個人、あるいは日本国内に本店を登記している法人である場合
- 2. ネットストックで提供可能なサービスは使用する通信用の機器、ソフト等により異なる場合があります。また、ご利用になるブラウザー又は OS(オペレーションシステム)等により、ご利用できるサービスが制約される場合があります。
- 3. ネットストックでの信用取引、オプション取引の利用に関しては、本規程に加えて、「ネットストック信用取引規程」および「ネットストックオプション取引規程」によりお取引いただきます。

## 第5条(法令等の遵守)

ネットストックの利用にあたって、お客様ならびに当社は、法令ならびに日本証券業協会および証券取引所の諸規則(以下、「法令等」といいます。)を遵守するものとします。

## 第6条(取引の名義)

ネットストックの利用にあたって、お客様は真正の住所、氏名を使用するものとします。

- (1) 住所、氏名は本人確認書類に記載のものと同一のものを使用するものとします。
- (2) 売却代金受取り用の銀行等の口座名義も同様とします。なお、当社はあらかじめお届けの本人名義の銀行等の口座以外への振込は行わないものとします。
- 2. お客様は住所、電話番号、氏名、職業等の変更に際しては、遅滞なく当社所定の手続を行うものとします。

## 第7条(保管振替制度の利用)

お客様からお預りする上場株券等は、本人名義の株券等を含め、すべて保管振替制度による保護預りとします。保管振替機構に届ける住所、および印影は当社にお届けの住所、お届け印と同一であるものとします。

## 第8条(利用時間)

お客様がネットストックを利用できる時間は、当社が定めるものとします。

2. システム等の障害、補修等によって、当社は予告なくネットストックの一部または全部の提供を一時停止または中止することがあります。

## 第9条(取引の種類)

お客様がネットストックを利用して取引注文を行える商品および取引の種類は、当社が 定めるものとします。

## 第10条(取引手数料)

お客様がネットストックを利用して取引注文を行い、約定した場合、当社は所定の取引 手数料を申し受けます。

2. ネットストックでの取引手数料は、当社が定めるものとします。

## 第11条(取扱銘柄)

お客様がネットストックを利用して取引注文を行える銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、証券取引所による売買規制等によって当社が定める銘柄は変更されることがあります。

## 第12条(完全前受制)

お客様は買付余力の範囲内で買注文を出すことができます。買付余力とは、お客様の口座において受渡日現在で現金となることが確定している金額から未約定の買注文の正味代金を差し引いた額です。

- 2. お客様の口座において受渡日現在で現金となることが確定している金額以上の買注文を出すためには、不足する金額を発注に先立ち口座に入金いただくものとします。なお、現金の口座への入金は、当社がこれを受領し、所定の手続を終了した時点とします。
- 3. お客様は、売注文を出すに先立ち、あらかじめ売付け株券を当社に預託するものとします。なお、株券の預託は、当社がこれを受領し、 所定の手続を終了した時点とします。
- 4. 成行注文の約定、その他理由により不足金(手数料に関するものも含む)が生じた場合、お客様は受渡日までに不足金を入金するものとします。上記において所定の日時まで

に不足金の差し入れが無い場合、当社はお客様に通知することなく、お預かりしている有価証券を任意に処分し、それを適宣債務の弁済に充当することができるものとします。

## 第13条(入金および出金)

お客様の口座への入金は、銀行等の金融機関からの振込によるものとします。

2. お客様の口座からの出金は、あらかじめお届けいただいた銀行等の金融機関への振込によるものとします。なお、当社は出金について、当社所定の方法で当社所定の時限に、お客様から依頼のあったもののみを受付けるものとします。

# 第14条(入庫および出庫)

お客様の口座への株券等の入庫は、原則として証券保管振替機構を利用した証券会社間の一般振替によるものとします。(他証券会社から当社への振替)

- 2. 上記 1 にかかわらず、お客様は証券業務代行機関の本支店窓口での株券の入庫、あるいは書留便で当社あてに株券等を郵送することもできます。書留便による郵送途中での紛失、盗難等の事故については、当社所定の金額を限度として、当社がこれを補償します。ただし、お客様の故意または重大な過失が事故の原因である場合はこの限りではありません。
- 3. 上記 2 における補償には、時間的価値にかかる損害、投資機会の逸失利益にかかる損害は含まれません。
- 4. お客様の口座からの株券等の出庫は、原則として証券保管振替機構を利用した証券会社間の口座振替によるものとします。(当社から他証券会社への振替)
- 5. 上記 4 にかかわらず、特段の事情があるときは、当社は書留便でお客様があらかじめ届け出た住所に送付することができます。

## 第 15条(数量の範囲)

お客様がネットストックを利用して売付の取引注文を行える数量は、保護預り約款また は当該売付を行う商品の約款および約諾書等に基づき当社がお客様からお預かりまたは保 管している数量の範囲内とします。

- 2. お客様がネットストックを利用して買付の取引注文を行える数量または金額は当社が定める範囲内とし、この計算は、当社の定める方法によって行います。
- 3. お客様がネットストックを利用して同一営業日に有効な注文回数は、当社が定める回数の範囲内とし、この計算は、当社の定める方法によって行います。
  - 4. 天災地変など不可抗力と認められる事由により、当社の円滑な業務遂行が妨げられる

場合、前項に定める数量の変更を行います。

## 第16条(有効期限)

お客様がネットストックを利用した取引注文の有効期限は、商品毎に当社が定めるものとします。

## 第 17条(取消・変更)

お客様がネットストックを利用した注文の取消は、当社が定める商品・時間内に限り、 お客様がネットストックを利用することにより行えます。

- 2. お客様がネットストックを利用した取引注文の価格の変更を行う場合は、当社が定める商品・時間内に限り、お客様がネットストックを利用することにより行えます。
- 3. お客様がネットストックを利用した取引注文の数量の変更を行う場合は、変更しようとする取引注文の取消を行った後、新たに変更後の取引注文を行うものとします。

## 第18条 (注文の受付)

当社は、インサイダー取引等法令等に違反する注文は受託しません。

- 2. いわゆる「貸し株」を利用した空売り注文は一切受託しません。
- 3. お客様がネットストックを利用して行う取引注文は、お客様が注文の確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点で注文の受付とさせていただきます。
- 4. お客様が電話で行う取引注文は、当社が注文の復唱をし、その内容をお客様が確認した時点で注文の受付とさせていただきます。

#### 第 19 条(執行)

当社は、お客様がネットストックを利用して行った取引注文をすみやかに執行いたします。ただし、法令等および各商品の約款により執行に制限がある場合、それに従い執行するものとします。

- 2. 当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様に通知することなくその執行をいたしません。なお、取引注文を執行しないことにより生じたお客様の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。ただし、 取引注文を執行しないことにつき、当社の故意または重過失がある場合にはその限りではありません。
- (1) お客様の口座に立替金がある場合、信用取引の委託保証金が不足する場合。
- (2) お客様の取引注文が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場

合。

- (3) お客様の取引注文が、取引値幅制限外である場合。
- (4) その他、当社が取引の健全性等に照らし、不適当と判断する場合。

## 第20条(注文・約定の照会)

お客様がネットストックを利用した取引注文・約定の内容は、ネットストックにより、 照会することができます。

## 第21条(取引内容の確認)

ネットストックの利用にかかる注文内容について、お客様と当社の間で疑義が生じた場合は、お客様のネットストック利用時のデータの記録内容をもって処理させていただきます。

## 第22条(システムの障害)

お客様は、システムの障害、通信回線の混雑等によってネットストックが利用できない ときは、電話を利用いただくものとします。

## 第 23 条(免責事項)

当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。ただし、下記(1)~(7)の各事項は、当社の故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

- (1) お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、ネットストックによる会員 ID、パスワードおよび取引暗証番号の一致を確認して行った取引。
- (2) 電話での取引において、当社所定の本人確認事項を確認の上で行った取引。
- (3) お客様の会員 ID、パスワード、取引暗証番号、取引情報等が漏洩し、盗用(通信回線・システム機器を介したものも含む)されたことに対する損害。
- (4) コンピューターウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により、ネットストックで提供する約定結果、取引情報及びその他の情報伝達遅延、誤謬または欠陥が生じた場合。

- (5) ネットストックにおける通信速度の低下または通信回線の混雑を理由として、注文が受託されなかった場合に関する損害。
- (6) 当社が正常に受託した注文が、通信回線・システム機器の瑕疵もしくは障害または停電によって、執行されない、または誤って執行された場合。
- (7) 通信回線・システム機器の瑕疵もしくは障害または停電によって、約定結果が取引画面に表示されない場合、約定結果が取引画面に遅れて表示された場合、または約定結果が誤って取引画面に表示された場合。
- (8) 天災地変など不可抗力による通信回線・システム機器の瑕疵もしくは障害または停電によって注文が発注されない、または誤発注された場合。
- (9) 上記(1)から(7)において「通信回線・システム機器」とは、お客様、プロバイダ、当社、または証券取引所(私設取引システム 等を含む)のそれぞれのハードウェア、ソフトウェア、またはそれぞれを結ぶ通信回線のすべてを含むものとします。
- (10) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行、金銭または有価証券の受渡、返還または寄託その他の事務手続き等が遅延し、または不能になった場合に生じた損害。
- (11) お客様が当社との本契約、その他の契約事項(取引ルール等の当社所定事項を含む)に反した取引を行ったことにより生じた損害。

## 第24条(利用料、手続料)

ネットストックの利用料は当社が別途定める金額とし、利用料、手続料と消費税を合わせ当社が別途定める方法で当社に入金していただきます。

- 2. 当社はお客様の取引状況に応じて、利用料を免除することができます。
- 3. 上記 1 に定める利用料、手続料は経済情勢その他の事情の変動によりこれを改訂できるものとします。
  - 4. 一旦お支払いいただいた利用料、手続料は正当な理由がない限り返却いたしません。

# 第25条(ネットストックのサービス内容の変更)

当社はお客様に事前の通知をすることなく、ネットストックで提供するサービス内容を 変更することがあります。

#### 第 26 条(口座の解約)

当社は次に掲げるいずれかに該当する場合は、お客様のネットストック口座を解約できるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続により、利用中止の申し出をされた場合。
- (2) お客様が本規程、その他法令等に違反した場合。
- (3) お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っていると当社が判断したとき。
- (4) お客様から利用料金支払期日までに料金が支払われない場合。
- (5) お客様が届出事項について虚偽の届出を行ったことが判明したとき。
- (6) お客様が第31条に定める規程の改訂にご同意をいただけない場合。
- (7) お客様が当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (8) お客様が当社の業務の運営、維持を妨げた場合。
- (9) お客様が当社に対し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いた場合。
- (10) お客様が暴力団員、暴力団関係者、または総会屋等の社会的公益に反する者であると当社が判断した場合。
- (11) お客様からの預り資産の全部または一部が、犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断した場合。
- (12)やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。
- 2. 口座の解約の場合、当社は保護預りしている株券等をお客様にすみやかに返還するものとします。返還の方法は、第14条4、5に定める方法によるものとします。
- 3. 口座の解約の場合、法令等および当社所定の手続にしたがって、お取引口座を抹消します。
- 4. 口座の解約によりお客様に生じた損害に対して、当社はその責めを負わないものとします。

## 第27条(ネットストック利用の制限)

お客様はネットストックのご利用によって受ける情報は、お客様自身が行う投資の資料としてのみ使用し、以下の目的ではご利用できません。

- (1) 営利目的での利用
- (2) 情報の加工および再利用
- (3) お客様の会員パスワード等を第三者に開示し、その利用に供する行為
- (4) お客様以外の第三者との共同利用
- 2. お客様のネットストックでの情報利用が、通常の取引の範囲を超えると当社が判断した場合、ネットストックのご利用を制限することがあります。
- 3. お客様が「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」(本人確認法)にもとづく本人確認に応じない場合、本人確認が完了するまでの間、ネットストックのご利用を制限することがあります。
  - 4. お客様が本規程第 26 条 1 項のいずれかに該当する場合で、口座の解約手続きが完了

するまでの間、ネットストックのご利用を制限することがあります。

第28条(ネットストック利用の禁止)

当社は、お客様がネットストックをご利用いただくことが不適当と判断した場合には、 ネットストックの利用をお断りすることがあります。

第29条(準拠法、合意管轄)

本契約に関する準拠法は日本国法とします。

2. お客様と当社のネットストックに関する訴訟については、当社本店所在地管轄の地方 裁判所または簡易裁判所を専属の管轄裁判所とします。

第30条(他の規程、約款の適用)

本規程に定めのない事項については、その他の約款、規程およびルール等により取扱う ものとします。

2. 本規程とその他ネットストックで定める規程及びルール等との間に齟齬が生じた場合は、本規程の内容を優先するものとします。

第31条(規程の改訂)

本規程は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。

- 2. 規程の改訂がお客様の従来の権利を制限する、若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、当社はすみやかにその内容を当社ホームページ上で通知するものとします。また、重要な改訂については書面をもってお客様に通知することもできるものとします。
- 3. 前項の通知は変更の内容が軽微であると判断される場合は、お客様の当社会員画面への連絡による方法に代えることができるものとします。
  - 4. 本規程の変更に異議ある場合は15日以内に当社に申し出るものとします。
- 5. 上記 4 に関わらず、変更の通知後にお客様が信用取引の建玉の反対売買および現引き・現渡し、オプション取引の建玉の反対売買等以外のお取引をされた場合は、本規程の変更に承諾したものとみなします。

第32条(有価証券以外の商品についての取扱)

ネットストックにおいて証券取引法第 2 条に定める有価証券以外の商品を取扱う場合には、該当する商品について細則を別に定めるものとします。

- 2. 上記1に定める商品の取引にあたり、お客様は前項に定める細則に従うものとします。
- 3. 細則に定めのない場合には本規程を準用するものとします。
- 4. 当社が必要と認める場合に当社は細則を改訂できるものとし、改訂の方法については第30条2に準ずるものとします。

## 第33条(事務処理の委託に関する取扱)

当社は、本サービスに関し、お客様の取引に関する情報を含む事務処理を当社以外の第 三者に委託することができるものとします。

2. 当社および当社が業務を委託する第三者は、保有するお客様の情報を厳正に管理し、お客様のプライバシー保護のために十分に注意を払うとともにお客様の情報をその目的以外に使用しないものとします。

以上 平成 17 年 10 月